

信用生協・いわて生活者SC 主要年表

年	信用生協・いわて生活者SC	関連組織	情勢
1954		兵庫県勤労者生協設立、労働質庫事業開始	
1955		石川県庶民生協設立(1月)／埼玉県勤労者生協設立(9月)／延岡信用生協設立(9月)／山口労働質庫設立(11月)	
1956		(有)室蘭労働質庫設立(7月)／宮崎信用生協、東児湯信用生協、宮崎県消費者信用生協連合会設立(12月)	
1957		京都勤労者生活質庫設立(1月)／静岡市労働者生協設立(3月)、静岡市労働質庫開店(11月)／日南信用生協設立(7月)／西都信用生協設立(9月)／都城信用生協設立(12月)／(有)赤平労働質庫設立(12月)	
1958		全国労働質庫協議会結成(11月)／浜松市労働者生協設立(11月)	
1959		浜松市労働者生協、浜松労働質庫開店(6月)	
1960		熊本県労働質庫設立(4月)	日本ダイナースクラブ設立(12月)、日本初の多目的クレジットカードを発行 この頃、団地金融、サラリーマン金融(サラリーローン)誕生。丸糸(後のアコム)創業
1961			日本クレジットビューロー(後のJCB)設立
1962			関西金融(後のプロミス)創業
1963		西臼杵信用生協設立(9月)	
1964		串間地域生協設立(9月)	パーソナル・リース(後のレイクALSA)創業
1966			富士商事(後の武富士)創業
1967		西諸信用生協設立(7月)	松原産業(後のアイフル)創業
1968		鳥取信用生協設立	
1969	岩手県消費者信用組合設立発起人会が設立総会、「設立趣意書」を公表(3月) 県知事から認可(8月22日)／盛岡市菜園2丁目の事務所で事業開始(11月1日)	財団法人岩手県民共済会が岩手県知事から許可を得て設立(2月) 盛岡市が商工観光課内に「消費生活係」を設置し職員を配置(11月)	盛岡市は消費者保護行政を強化するため「消費生活係」を置く(11月)
1970			丸糸が優良顧客向けにカードローンと現金自動貸付機を開発
1972			銀行が消費者金融に参入
1973			サラ金の業界団体、全国庶民金融業協会連合会(1984年に社団法人全国貸金業協会連合会に改称)設立
1974	「福祉団体役員厚生貸付」を開始		
1975			消費者信用が拡大。高金利、過剰貸し付け、暴力的取り立ての問題が増加
1976	事務所を岩手県民共済会館(盛岡市大沢川原2丁目)に移転(2月) 「満期返戻式火災共済契約者貸付制度」を県民共済会からの業務委託として開始(3月) 昭和50年度(1975.4～1976.3)中に事業利用組合員が1000名を超えたことから、総会から総代会にするよう定款を変更(5月)⇒岩手県知事に認可申請 事務所を岩手県民共済会館(盛岡市南大通2丁目)に移転(7月)		
1977	自動車共済立替金制度を県民共済会からの業務委託として開始 総会から総代会に変更(第8期通常総代会)		武富士・丸糸・プロミストラストなど大手消費者金融が上限金利を102.2%から40～50%台に引き下げ 「サラ金被害者の会」(大阪)結成(5月)
1978	「有価証券貸付」を開始		大蔵省は貸金業への融資自粛を金融機関に申し入れ(3月)全国サラ金問題対策協議会設立(11月)(後年、全国クレジット・サラ金問題対策協議会に改称) 朝日新聞が「サラ金問題」特集 連載80回 サラ金返済に関する自殺・心中事件が1978年に入ってから半年間で全国で79件、91人死亡
1979	「土地割賦」を開始 この時期、生協ローン、自動車共済立替金貸付、無担保短期貸付を重点に拡大	「盛岡市生活安定資金貸付制度」創設。盛岡市は出前消費講座と無料法律相談を開始	

年	信用生協・いわて生活者SC	関連組織	情勢
1981	無担保貸付、不動産担保貸付、自動車共済立替金貸付を重点に拡大。共済契約者貸付の対象を住宅資金から無担保貸付による生活資金貸付にまで拡大。 事務所を山王ハイツ(盛岡市山王町)に移転(12月)		全国サラ金被害者交流集会を開催(以後毎年)
1982	サラ金への返済に窮した相談が増加、対応を検討。石橋弁護士と連携し、相談と債務整理に着手(6月) 事業計画に「サラ金対策事業」として肩代り貸付を盛り込む。無担保貸付、不動産担保貸付、自動車共済貸付を事業の中心。県民共済会の契約者貸付業務を受託(7月) 「自動車クレジット」(自動車共済契約者貸付)を開始(8月) 臨時総代会で定款変更し、自動車の販売供給事業を追加(12月)	石橋乙秀弁護士が岩手県で弁護士登録し活動を開始	「全国サラ金被害者連絡協議会」創立(後年、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会(被連協)に改称)
1983	韭沢元一専務理事(当時)による事業目的外の不適切融資問題で韭沢氏が辞任(1月)⇒監査報告を経て、臨時総代会にて理事会に関する定款と監査規則を変更(2月) 事業資金の借入先をすべて金融機関に移した。〃機械化を導入した〃出資増強運動を行った 事業報告・事業計画に債務者救済を初めて明記(7月) 県内11市で弁護士とともにサラ金二法、債務整理に関する講演会「サラ金問題学習会」、個別相談会を実施。参加者延べ360名(11月)		宮古市周辺で約280人の青年が借金を負わされており、負債総額は2億4000万円を超えることがわかった(3月) 大蔵省銀行局長・過達、全銀協に消費者金融会社への融資自粛を再度要請(6月) サラ金規制二法(出資法改正、貸金業規制)施行(11月)出資法の上限金利が109.5%⇒73.0%に。取り立て行為の禁止、貸金業者を登録制に。 朝日新聞が「サラ金地獄複合汚染」を特集 銀行法改正で、銀行がクレジットカードを発行可能に。銀行がクレジットカードの発行を開始
1984	岩手県内5会場で弁護士と「規正法後のサラ金をめぐる情勢について」講演会・個別相談会を開催。参加者39自治体276名(12月)	盛岡市は消費生活係に生活相談員1名を配置。広報紙でサラ金法律相談案内を毎月掲載	
1985	出資協力組合員に対する小口融資制度(サラ金を利用しないで済むため)として、組合員ローン「ブラック」を開始(3月) 「日昇自動車」名義貸し事件(60名・約3億円)(3月) 「遠野ダイハツ」名義貸し事件(500名・約14億円)(5月) 業務拡大に対応して、盛岡信用金庫と取引開始(9月) 7市で石橋顧問弁護士と「契約行為と法律的問題点」と題して講演会・個別相談会を実施。参加者延べ152名(12月)		
1986	「生協歯科ローン」を開始(2月)県内70委員と提携 7か所で石橋顧問弁護士及び県民生活センターの協力により「あなたはクレジットをご存じですか」と題して講演会・個別相談会実施。参加者延べ196名・相談者18名(10月)		出資法の上限金利が73.0%⇒54.75%に 全国クレジット・サラ金被害者交流集会を開催(以後毎年)
1987	<b>宮古市での名義貸し詐欺事件(山子金融事件:宮古市、169名・約2億円)</b> 事務局担当(1月) 「運転免許ローン」を開始(3月) 「コープカード」事業を開始(5月) 「共済契約者貸付」開始(7月) 韭沢元一理事からの債権回収に関して、盛岡地裁で和解成立		
1988	岩手県交通労働組合互助会事業を移管(1月)、「共済会ローン」として開始 「ライフ支援システム」(消費生活へのアドバイス)開始(7月)		
1989	<b>「盛岡市消費者救済資金貸付制度事業」を開始(4月)</b> 「宅地建物取引業」事業を開始(7月) 「消費税廃止を求める決議」を採択(7月) 「ライフ支援システム」による金銭、法律、生活相談業務を強化 20周年記念レセプション(10月)		
1990	岩手労働金庫と取引開始(4月) 消費者救済資金貸付制度 盛岡広域圏7市町村で実施(4月) いわて生協とのローン提携開始		
1991	「呉服の花月」名義貸し事件事務局担当(大船渡市、30名・約5000万円)(3月) 消費者救済資金貸付制度 9市町村実施(4月) 消費者救済資金貸付制度担当者会議発足(4月) 「熊谷商会」事件事務局担当(遠野市)(7月) 「クレジット・サラ金問題を考える東北集会」を盛岡市で開催、事務局(200名)(10月) 盛岡市消費者まつりに参加(10月) 消費者相談活動を開始		出資法の上限金利が54.75%⇒40.004%に
1992	クレジットサラ金連絡会議(岩手県・盛岡市・弁護士会・信用生協)発足(4月) 消費者救済資金貸付事業が11市町村実施(4月) 事務局組織を、職務の明確化と責任化を図るため、業務課と事務課の二課制に区分した 個別相談会実施(宮古市・花巻市)(6月) 盛岡市消費者まつりに参加(9月)		

年	信用生協・いわて生活者SC	関連組織	情勢
1993	消費者救済資金貸付制度 19市町村で実施(4月) 岩手県生協連に加入(5月) 花巻市で個別相談会実施(6月) 啓発事業として県内2600事業所の企業経営者に対して、多重債務問題や悪徳商法のパンフレット送付 住宅ローン返済不能者等に対する大型救済資金貸付制度としてリーフローン開始 臨時総代会で自社ビルの建設と移転を決議(12月) 株式会社シーエフシー設立(12月)	盛岡市消費生活センター設置	アコムが自動契約機を初めて導入
1994	宮古市で個別相談会実施(1月) 「ストレートファーム」名義貸し事件事務局担当(花巻市、23名、約3000万円)(2月) 「二戸オート」名義貸し事件事務局担当(二戸市、23名、約3800万円)(7月) 「しらかばオート」名義貸し事件事務局担当(葛巻町、5名、約3800万円)(8月) 「呉服なかむら事件」(金ケ崎町、9名、約1400万円)(9月) 消費者救済資金貸付制度 27市町村実施(12月) 南大通1丁目のOCビル竣工、本部・事務所移転(12月) 消費生活上の諸問題に対応する「くらしの相談室」の設置 弁護士会提携による「夜間法律相談会」(毎月第四木曜日)を開始 県・弁護士会共催による「消費者110番」への参加		三洋信販が消費者金融業界で初めて銀行とのオンライン提携を実現 県民生活センターにクレジット購入の名義貸しに関する相談が相次いでいる(9月)
1995	消費者救済資金貸付制度 28市町村実施(4月) 夜間無料法律相談会開始・くらしの相談室設置(4月) サチコレード・錦ファイナンス事件発生(11月)		
1996	新人事制度導入(4月) 消費者110番に参加(4月) 大船渡市・釜石市・一関市・陸前高田市・久慈市・二戸市で個別相談会実施(6月) OCビルにて初めて、弁護士・税理士・司法書士・消費生活アドバイザーらとともに合同相談会実施(9月) 消費者救済資金貸付制度 31市町村実施(10月) 簡易整理型のビクターローン(サラ金対峙型ローン)を開始(10月)、ビクターローン、メンバーローン(組合員向け融資)、スイッチローン(救済資金貸付制度)、リーフローン(不動産活用ローン)の4つの貸付制度が貸付事業の中核になる 「地域相談会」を開始		日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の「金融なんでも110番」電話相談では、4割が消費者金融の相談(11月)
1997	東和町で個別相談会実施(3月) 消費者救済資金貸付制度 33市町村実施(4月) 岩手弁護士会と県民生活センターが主催で消費者110番の相談、弁護士、県・市の相談員、信用生協職員が対応(6月) 本藤・斎藤・中村事件発生(11月) 松尾村で個別相談会実施(11月)		アジア通貨危機がタイで発生(7月) 山一証券廃業、北海道拓殖銀行経営破綻(11月)
1998	弁護士会消費者問題対策委員会との定期協議会発足(2月) 消費者救済資金貸付制度 37市町村実施(4月) 日本生協連加盟(10月) 宮守村で「ローンクレジットと多重債務・自己破産」講演会(11月)		日本長期信用銀行経営破綻(10月) 経済生活問題を理由とする自殺者数がピークを迎える 特定非営利活動促進法(NPO法)成立(3月;施行は12月)
1999	宮古地区で「多重債務の背景と対処について」学習会(1月) 消費者救済資金貸付制度 40市町村実施(4月) 消費者110番の相談(岩手弁護士会・県民生活センター主催、信用生協参加)(5月) 設立30周年記念事業実施、消費者契約法についての講演会とシンポジウムを開催(10月) 中期ビジョン「21世紀にむけて信用生協がめざすもの」発表(10月) 1998年度の期末残高41億円のうち消費者救済貸付が全体の7割に達する	NPO法人神奈川県消費者信用生活サポート設立、川崎市溝口に事務所開設(12月)	消費者金融で借りさせる集団名義貸しの事件が全国で多発しており、被害者は計約5千人、債務総額は60～70億円。東京、札幌、釧路、仙台などで発生。 ノンバンク社債法成立。ノンバンクが社債で貸付原資を調達することが認められる 商工ローンが社会問題化し、高金利が批判される 「高金利引き下げ全国連絡会」結成(12月)
2000	一関地域名義貸し事件、弁護士に協力し解決を図る。相談者53名・被害額約8000万円。60%の相談者を救済(2月) 北上事務所開設(3月) 消費者救済資金貸付制度 45市町村実施(4月) 第1次中期計画策定(5月) 二戸・久慈で個別相談会(9月) 水沢・一関・千厩・釜石で個別相談会(10月) 消費者救済資金貸付制度の預託金額が8.25億円に達したことから提携金融機関に北日本銀行と北上信用金庫を加えた	盛岡市消費生活センターが移転し専任の所長を配置	商工ローン問題で貸金業規制法、出資法、利息制限法改正。出資法の上限金利が40.004%⇒29.2%(6月) 全国クレジット・サラ金問題対策協議会(クレサラ対協)は、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会(被連協)と協力して「全国ヤミ金融対策会議」を結成 ITハブル
2001	くらしに関わる消費生活相談会(地域相談会)を各地域で開催(二戸、水沢、久慈、千厩、釜石、宮古)計10回(2000.9～2001.5) 北上事務所、消費者救済資金貸付制度の融資相談会を開始。釜石・大船渡・一関・稗貫郡の4地域で延べ7回実施 セーフティネット貸付として、「生活再建資金貸付制度」を開始(4月) 「くらしの相談室」を「くらしの相談ホットライン」に改称、電話相談にも対応可(4月) 北と・釜石・大船渡・宮古・一関・盛岡・二戸で弁護士を講師に消費者契約法の学習会実施(4～5月) 県民生活センター消費者110番への実施協力 相談150件(5月) 消費者救済資金貸付制度 49市町村実施(7月) 商工会議所相談会「何でも相談会金融コーナー」・ヤミ金融相談会実施(11月)		ITハブル崩壊 「高金利引き下げ全国連絡会」が全国各地で「高利貸しのない社会を！」キャンペーンを展開 消費者契約法施行(4月)

年	信用生協・いわて生活者SC	関連組織	情勢
2002	<p>くらしに関わる消費生活相談会(地域相談会)を各地域で実施(宮古、二戸、久慈、紫波 計10回)(2001.7~2002.3)</p> <p>北上事務所、消費者救済資金貸付制度の融資相談会を各地で開催(金石、大船渡、一関、遠野、千厩、稗貫の6地域;各地毎月1回定例開催)</p> <p>全国八業物流被害者説明会実施(2月)</p> <p>沿岸地区の相談拠点として金石市に金石事務所を開設(3月)</p> <p>消費者問題等に関する学習会を開催、参加者約50名(3月)</p> <p>地域相談会の定例化開始(久慈市・宮古市・金石市・一関市・二戸市・遠野市)(4月)</p> <p>ドメスティックバイオレンスと児童虐待を考える学習会を開催、参加者数約150名(5月)</p> <p><b>NPO法人いわて生活者サポートセンター設立</b>(5月任意団体設立、9月法人認証)</p> <p>家族支援型のサポートローン実施(6月)</p> <p>県南地域サポート倶楽部設立(11月)</p> <p>ヤミ金110番(75名)(11月)</p> <p>夜間相談会毎週実施・TV電話相談開始(12月)</p>		<p>県民生活センターと各地方振興局が2001年度に受け付けた生活相談は8633件で、7年連続で過去最高を更新</p>
2003	<p>ヤミ金110番(60名)(3月)</p> <p>CFC第2ビル増築 ファミリー相談室の設置(3月)</p> <p>CFCビルのテナント「ポーノ」の営業権譲渡に係る組織運営上の混乱(4月~8月)</p> <p>消費者救済資金貸付制度 53市町村設置(6月)</p> <p>第2次中期計画策定(6月)</p> <p>消費者救済資金貸付制度創設15周年記念講演とシンポジウムを開催、参加者約250名(10月)</p> <p>「クレジット・サラ金・商工ローン問題を考える東北集会」の運営に参画(11月)</p> <p>岩手県消団連の協力を得て、高金利引き下げのキャンペーンを実施(12月)</p>		<p>ヤミ金対策で貸金業規制法・出資法改正。ヤミ金融対策法成立。その後、全国のヤミ金融苦情件数が'03年を境に減少 破産等 地裁新受件数がピークを迎える</p>
2004	<p>釜石地区サポート倶楽部設立総会(2月)</p> <p>住宅ローン・不動産担保ローン返済相談会(3月)</p> <p>岩手県民生活センター主催「消費者110番」に相談員を派遣して参加(5月)</p> <p>一関事務所開設(9月)</p> <p>ヤミ金融110番を実施(9月)</p> <p>いわて生活者SC「キャンブル依存症問題解決支援事業」開始(9月)</p> <p>組合員向けの定期機関紙コミュを発行、サポート倶楽部会員へのニュース発行、メールマガジンを開始</p> <p>青森県での相談と貸付を行う青森県生活者サポート生協(仮称)の設立に向けた支援を開始、相談員の研修受け入れなど</p>	<p>グリーンコープ事業連合が信用生協を訪問</p> <p>盛岡市が「悪質商法に負けないまちづくり」事業を開始、「悪質商法に負けないまちづくり盛岡」をキャッチフレーズとして標榜</p>	<p>盛岡市は「悪質商法に負けないまちづくり」を掲げた取り組みを開始</p> <p>多重債務者問題研究会(西村隆男氏主宰)による、多重債務者問題解決に向けた意見書(12月)</p>
2005	<p>2004年度は相談件数のうち生活費が借入原因のトップとなり、初めて遊興費と逆転した</p> <p>従来の生活相談課を「盛岡事務所」に改組し、紫波町以北の地域を対象に活動を開始(4月)</p> <p>くらしのホットライン開設(7月)</p> <p>他県での信用生協設立支援開始</p> <p>2004年度から劇団「たしかな眼力」として職員による寸劇の講演を中心とした啓発事業を開始、1年間に29回の講演・寸劇・研修会への参加者が延べ3254人</p> <p>第36期通常総代会で総代がポーノ問題を追及(8月)</p> <p>いわて生活者SC「子どもの権利擁護推進事業」開始／「子どもの幸せを守る法律相談」開設(8月)</p> <p>花巻市で全国クレサラ商工ローン・ヤミ金被害者交流会開催、事務局担当(11月)</p>	<p>生活サポート基金の準備室を生活クラブ生協・東京内に設置(5月)、<b>有限責任中間法人生活サポート基金設立</b>(12月)</p> <p>グリーンコープ生協ふくおか、多重債務者救済事業の検討を開始</p> <p>生活クラブ生協千葉のグループ内に「多重債務問題研究会」を設置</p>	<p>最高裁判所が実質、みなし弁済規定を認めない判決(1月)</p> <p>金融庁が貸金業制度等に関する懇談会を設置(4月)</p> <p>「高金利引き上げ全国連絡会」が署名活動、国会要請活動、地方議会の意見書採択運動、「高金利引き下げシンポジウム」などを展開</p>
2006	<p>一部の総代や理事が臨時総代会の開催と理事長の解任を求め、事態收拾のため理事長と常務理事の計3人が辞任(1月)</p> <p>理事長の後任が決まらず、経営の混乱がマスコミで報じられる(2月)</p> <p>いわて自死遺族支援モデル事業参画(2月)</p> <p>岩手県自殺予防対策推進協議会参画(5月)</p> <p>いわて生活者SC「配偶者暴力被害者自立支援事業」開始(岩手県の補助事業)(7月)</p> <p>星金道氏(元総代)および組合員10名による「総代選挙・総代会決議無効」の確認を求める訴訟提起(9月)</p> <p>岩手日報に「大切なのは、あなたです。ご相談ください」と題した広告を掲載(10月)</p> <p>一括請求相談会(県内8市で弁護士会と共に開催、101件の面接相談)(11月)</p> <p>グリーンコープ生協ふくおか、生活サポート生協・東京、信用生協の3生協で、生活再生事業生協連絡会結成(12月)、事業交流や、他の相談と貸付を行う生協の設立・事業開始の支援</p>	<p>グリーンコープ生協ふくおか、総代会で多重債務者救済事業の開始を承認(6月)</p> <p>青森県生活者サポート生協設立発起人会結成(7月)</p> <p>グリーンコープ生協ふくおか、生活再生事業を開始(8月)</p> <p><b>生活サポート基金が貸付事業を開始</b>(9月)</p> <p>「盛岡市多重債務者包括的支援プログラム」を策定(2007年開始)</p>	<p>「高金利引き下げ全国連絡会」、中央労福協、日弁連が連携して上限金利引き下げ署名活動</p> <p>大手消費者金融会社アイフルによる違法な融資・取り立ての実態が明るみに出て、金融庁が業務停止命令(5月)</p> <p><b>改正貸金業法成立(貸金業規制法・出資法・利息制限法の改正)・一部施行</b>(12月)</p> <p>多重債務者対策本部設置(12月)</p> <p>青森・秋田両県で、クレジット契約の正義賞しのトラブルが相次ぐ</p> <p>消費者金融(消費者向け無担保金融業者、クレジットカード会社、信販会社)の総貸付残高がピーク。翌年以降減少</p>
2007	<p>内閣府多重債務対策本部有識者会議にて信用生協の取り組み報告(1月)</p> <p>金石事務所移転(3月)</p> <p>セーフティネット貸付機関合同相談会(30名)(3月)</p> <p>他県生協支援(相談員派遣)(4月)</p> <p>無料法律相談会を週2回開催に拡大(4月)</p> <p>司法書士相談会の毎週開催に定例化(4月)</p> <p><b>生活再生資金貸付制度</b>開始(6月)</p> <p>第3次中期計画(2007.6~2010.5)策定(6月)</p> <p>グループ制による業務運営開始(9月)</p> <p>北上事務所移転(9月)</p> <p>岩手県多重債務者対策連絡会議参加(11月)</p> <p>岩手県セーフティネット貸付機関連絡会議発足(岩手県社会福祉協議会、東北労働金庫、信用生協)(12月)</p>	<p>生活サポート生協・東京が東京都から認可(1月)銀座に移転し事業開始(3月)、信用生協に職員を派遣して研修</p> <p>青森県八戸市で青森県生活者サポート生協設立準備会・地元弁護士、司法書士とともに無料多重債務法律相談会開催(4月)</p> <p>秋田市内で、多重債務者の救済を目的にした生協の設立を目指す発起人会が発足(7月)</p> <p>岩手県セーフティネット貸付機関連絡会議結成(9月)</p> <p>岩手県「サラ金・クレジット問題等連絡会議」が「岩手県多重債務対策連絡協議会」に改組</p> <p>盛岡市は消費生活センター相談員を増員し「多重債務に強いまち盛岡」をキャッチフレーズとして標榜</p>	<p>多重債務者対策本部有識者会議設置(1月)</p> <p>有識者会議(第2回)で信用生協をヒアリング(2月)、同(第6回)の意見とりまとめで信用生協を参考とすべき先駆事例として紹介(4月)</p> <p><b>多重債務問題改善プログラム発表</b>(4月)</p> <p>盛岡市は多重債務者包括支援プログラムを開始(4月)</p> <p>改正生協法成立(5月)</p> <p>経済産業省の産業構造審議会が割賦販売法と特定商取引法の改正に向けた報告書をとりまとめ(6月)</p> <p>多重債務者相談マニュアルを作成し全国に配布(7月)</p> <p>東京都の多重債務者対策協議会を設置(9月)</p> <p>盛岡市消費生活センターに寄せられる多重債務相談件数が急増し、過去最高を記録(11月)</p> <p>改正貸金業法 第3次施行(12月)</p> <p><b>改正生協法の一部施行</b>(12月)生活資金の貸付事業が法律上位置づけられる</p>

年	信用生協・いわて生活者SC	関連組織	情勢
2008	消費者救済資金貸付制度岩手県全市町村で実施(4月) 改正生協法に基づく貸付事業規約認可(5月) 関事務所移転(6月) 土日のセーフティネット貸付相談会開始(8月) 商工ローン一括請求相談会(10月) セーフティネット貸付業務を北東北3県の広域で行えるよう、国に経済特区申請(10月) 消費者救済資金貸付制度創設20周年のついで(11月) 「金利引き下げ生活応援キャンペーン」(11月) 2008年度の相談件数が5415件でピークを迎える	宮城県栗原市が多重債務者の返済負担を軽減する預託金制度を開始(1月) 東京都の多重債務者生活再生事業の枠組みが決定(3月) <b>グリーンコープ生協ふくおか、福岡県との協働事業「福岡県多重債務者相談窓口」開始</b> グリーンコープ生協くまもとが生活再生事業開始(4月)、同おいたが開始(9月)、同やまぐちが開始(11月) 秋田県消費者信用生活協同組合(仮称)設立発起人会発足(6月) 生活クラブ虹の街(千葉)を中心として、「生活再生支援センター」を設置、多重債務者救済の相談業務や社会的に不利な人々への生活支援を開始。千葉県より多重債務相談を受託し、グループの団体であるVAICコミュニケア研究所と生活クラブ生協の共同運営	リーマン・ショックに端を発する金融危機 有識者会議(第7回)の「多重債務問題改善プログラム」の実施状況とりまとめのなかで、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付の先駆事例として信用生協を紹介 改正生協法施行(4月) 特定商取引法と割賦販売法の改正(6月)
2009	いわて生活者SC「くらしとお金の安心支援事業」開始(盛岡市協働事業)(2月) 盛岡市と盛岡信金との提携で生活再建資金貸付制度を開始(4月) 商工ローン一括請求相談会(4月) いわて生活者サポートセンターとともに「くらしとお金の相談窓口」開設(5月) 花巻市は多重債務・悪質商法・家族問題など市民の生活相談体制を充実するため、本庁内に専任の生活相談員を配置、業務を信用生協に委託(5月) 岩手県との多重債務者等生活再建支援事業開始、内閣府自殺防止対策緊急強化事業委託(6月) 盛岡市との生活再建相談事業開始(8月) 信用生協創立40周年記念のついで(8月) いわて生活者SC岩手県の生活再建推進モデル事業として北上・釜石にサブセンターを開設(10月) 「お金の悩み」ホットライン(フリーダイヤル)開始(11月) 多重債務相談会を「くらしとお金の安心相談会」に名称変更し、新たに東北の久慈市で定期相談会を開催 生活困難者の生活再建までの寄り添い支援、ギャンブル依存症のグループカウンセリングを実施 信用生協・盛岡市・県社協・いわて生活者SCとの合同でセーフティネット貸付相談会を開催(11月～翌年3月)	グリーンコープ生協長崎が生活再生事業を開始 生活サポート基金が一般社団法人に改組(1月)	生活福祉資金貸付制度の改正、連帯保証人要件の緩和や総合支援資金の開設など 有識者会議(第14回)の「多重債務問題改善プログラム」の実施状況について、セーフティネット貸付の先駆的事例として信用生協を紹介  改正貸金業法 第4次施行(6月)
2010	貸金業法改正「おんどくらしのセミナー」を県内7市で弁護士会消費者問題対策委員会・社会福祉協議会とともに呼びかけて開催 約800人参加(4月) 生活再建資金貸付制度岩手県全市町村の預託で開始(4月) <b>定款変更、「岩手県消費者信用生活協同組合」から「消費者信用生活協同組合」に名称を変更。八戸事務所を開設</b> (6月) 八戸市多重債務者支援連絡ネットワークを設立し、初会合を開く。市福祉部、市財政部、弁護士会、司法書士会、県消費生活センター、信用生協など7機関・団体が参加(7月) 武富士110番相談会(県内5カ所にて弁護士会と共に開催)(11月)	<b>消費者行政の充実をめざすネットワークいわて結成</b> (4月)。弁護士会、司法書士会、県労協、県生協連、県消団連、信用生協で構成。 日本生協連が生協総研に対し、多重債務相談貸付事業の現状把握とその可能性や制度的な課題等を明らかにする研究を委託(10月～2011年9月) みやぎ生協が多重債務者向け相談・貸付事業を検討し始める(6月) 宮崎県信用生協が解散	政府の「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」による「借り手の目線に立った10の方策」を発表(4月) <b>生協法施行規則改正、県域規制の緩和</b> (5月) <b>改正貸金業法完全施行</b> (6月)上限金利29.2%⇒20%に 割賦販売法改正
2011	青森県知事は信用生協の事業区域を青森県全域に拡大するため全面的に協力する方針を発表(1月) 青森県内全40市町村が、県と信用生協が協力することに賛同(2月) 「被災者支援制度の概要」1万部の作成、15自治体26避難所を訪問し配布(3月) <b>大震災を受け、釜石事務所が移転し相談を再開</b> (4月) 消費者救済資金貸付制度 八戸市で実施(4月) いわて生活者サポートセンターがパーソナル・サポートモデル事業を受託し「これからのくらし仕事支援室」を開設(いわて求職者個別支援モデル事業)(4月) 被災した中小営業者に対しては、NPO法人「蜘蛛の糸」と連携し、「くらしののちのちの合同相談会」を定期的に開催(4月～) 釜石相談センターにてNPO法人蜘蛛の糸理事長が被災者の相談に応じる(5月～) 自殺防止対策セミナー:NPO法人蜘蛛の糸理事長の講演会を開催 「被災者支援つなぎ資金」貸付制度を新設(6月) 返済中の組合員の家計収支改善を目的とした生活支援ローンを開始(9月) <b>青森県全域に事業区域を拡大し、青森事務所開設</b> (8月) 岩手県からの委託により「東日本大震災被災児童生活支援事業」を実施(8月～2012年3月) 東日本津波被災維持孤児養育者支援相談事業開始(9月) 個別相談会開始(むつ市・五所川原市・弘前市・十和田市)(9月) 青森県は信用生協と連携し多重債務者等経済生活再生事業特別支援制度を制定(11月)	生活サポート基金の神奈川事務所開設(1月) 生協総合研究所主催の「生協における多重債務・生活困難者の相談・貸付事業」研究会(信用生協も参加)	<b>東日本大震災</b>

年	信用生協・いわて生活者SC	関連組織	情勢
2012	青森県下全市町村での預託制度の実施。青森県・県内40市町村・青森県弁護士会・青森県司法書士会・地元4金融機関との連携により消費者救済資金貸付制度、生活再建資金貸付制度を設け、青森県民を対象とした相談・貸付事業を開始(4月) 弘前市・五所川原市・むつ市・十和田市の4市と提携し、毎月の地域相談会を開始 いわて生活者SCと連携して「釜石絆再生事業」を釜石市から受託し、相談支援事業を展開 日本生協連は「生活相談・貸付事業」事業モデル構築中間報告・信用生協実地セミナーを盛岡市で開催(10月)	信用生協、いわて生活者サポートセンター、NPO法人くらしのサポーターズとともに「 <b>生活再建支援機構いわて</b> 」を結成(1月) 日本生協連は生協総研の最終報告を踏まえ、多重債務相談・貸付事業の取り組み方針を策定(1月)⇒日本生協連は「地域購買生協における生活相談・貸付事業モデル構築調査研究事業」を、みやぎ生協をモデルに実施 「生活再建支援機構いわて」が社会的包摂電話相談事業「よりよいホットライン」を受託開始(3月) 「生活再建支援機構いわて」が釜石市で生活再建支援事業(パーソナル・サポート・モデル事業)を開始(7月) 「ソレイユネット」を結成;北東北3県の自殺対策のNPOによるネットワーク。いわて生活者SCも参加	相対的貧困率が16.1%を記録(6人に1人が貧困)
2013	みやぎ生協の相談員の現場研修受け入れ 介護事業(高齢者住宅の建設)とOOP共済の受託事業の開始と秋田県での事業の見直しを決議(8月) いわて生活者SCが「あすからのくらし相談室・釜石」の運営を引き継いで釜石市から受託(2013~2014年度) いわて生活者SCが盛岡市から「求職者個別支援事業」を受託(2013~2014年度) 生協法65周年記念厚生労働大臣表彰 受賞	みやぎ生協が相談・貸付事業を行うことについて総代会で議決(6月) <b>日本生協連とみやぎ生協で「地域購買生協における生活相談・貸付事業」モデル事業として仙台市で「くらしと家計の相談室」を開設(9月)</b>	青森県内の消費費かつ相談窓口に寄せられた多重債務相談が2007年度をピークに年々減少。2012年度は2007年度の約2割に当たる529件。シンプルな事業が減り、複雑な事業が増加傾向 生活困窮者自立支援法成立
2014	花巻市で「安心に暮らす未来のための消費と投資セミナー」を開催(2月) 臨時総代会で高齢者福祉事業(サービス付き高齢者住宅と介護事業・デイサービス事業)を定款に追加(2月)⇒盛岡市緑が丘地区に高齢者介護施設を建設する予定で準備 青森事務所移転(3月) 一関事務所閉鎖(3月) 「解決の糸口を見つけに行こう!」相談会を社会福祉協議会との共催で実施(複合的な問題に対するワンストップ相談会;青森、八戸、弘前、盛岡、北上、釜石、一関の7カ所で開催) 「自殺対策緊急強化事業」を受託し、電話相談「お金の悩みホットライン」を実施	日本生協連はコープ生活相談・貸付事業システムを開発し、会員生協に無償提供(3月) 生活クラブ生協千葉が貸付事業プロジェクトを開始(3月)、総代会で相談・貸付事業を可決(12月)	消費者金融の貸付残高と多重債務件数が底を打つ(翌年以降増加傾向に)
2015	いわて生活者SCが盛岡市の生活困窮者自立支援事業を受託(「もくらし」)(2015~2018年度) 臨時総代会にて高齢者介護事業計画の検討を中止することを承認(6月)	<b>生活クラブ生協千葉が相談・貸付事業を開始、「くらしと家計の相談室」を開設(4月)</b>	生活困窮者自立支援法施行(4月) 破産・再生等の地裁新受件数が底を打つ(翌年以降増加傾向に)
2016	「解決の糸口を見つけに行こう!」キャンペーン(青森・八戸・弘前・北上・釜石・一関の6カ所で開催実施) 「くらしとお金の合同相談会」(年4回、盛岡で実施) 青森県から家計改善支援事業を受託		日弁連「銀行等による過剰貸付の防止を求める意見書」(9月)
2017	「解決の糸口を見つけよう」合同相談会を岩手・青森県内6会場で実施 「くらしとお金の合同相談会」(年4回、盛岡で実施)		全銀協が「銀行による消費者向け貸付に係る申し合わせ」を公表(3月) 金融庁が銀行カードローンの実態調査のためメガバンクに立ち入り検査(9月) 全国銀行協会は、銀行カードローンに関して、広告宣伝の抑制や消費者金融市場の健全性の維持などを会員の全行に指示(11月)
2019	「生活相談・貸付事業相談員研修交流会」(日本生協連主催)を盛岡で開催(2月) 青森県つがる市の家計改善支援事業を受託(2019年度) いわて生活者SC、事業終了(3月)/法人解散(5月) いわて生活者SCの事業終了に伴い、岩手県キャンブル依存対策事業を県から受託、相談業務開始(4月) 「令和元年度消費者支援功労者」として、内閣府特命担当大臣から表彰される(5月) 弘前事務所開設(10月) 消費者救済資金貸付制度創設30周年記念のつどい(10月) 創立50周年を迎える(11月)		
2020	第4次中期計画の策定(8月)		